

各自動車整備士の役割の主な変更点

- 制度変更後に一級又は二級の二輪自動車整備士の資格を取得した者は、二輪限定の整備工場において、自動車検査員又は整備主任者を担えることとする。
※自動車検査員について、その他の変更はなく、一級自動車整備士及び二級自動車整備士は自動車検査員を担うことが可能
- 自動車車体・電子制御装置整備士は、分解整備の対象となる装置のうち原動機を除く認証を受けた事業場に限り、国土交通大臣が指定した講習を修了した場合には、整備主任者を担えることとする。（下表の△、次頁において同じ）
【現行の二級自動車シャシ整備士の役割を引き継ぐ措置】

役割		自動車検査員		整備主任者				整備管理者
		指定整備		特定整備				
事業内容		全車	二輪限定	①分解整備		②電子制御装置整備	③分解整備＋電子制御装置整備	
				全車	二輪限定			
一級	自動車整備士	○	○	○	○	○	○	○
	二輪自動車整備士	×	○	×	○	×	×	○
二級	自動車整備士	○	○	○	○	○	○	○
	二輪自動車整備士	×	○	×	○	×	×	○
三級	自動車整備士	×	×	×	×	×	×	○
	二輪自動車整備士	×	×	×	×	×	×	○
特殊	自動車電気・電子制御装置整備士	×	×	×	×	○	×	×
	自動車車体・電子制御装置整備士	×	×	△	△	○	△	×
	自動車タイヤ整備士	×	×	×	×	×	×	×

自動車特定整備事業の自動車整備士数に含むことができる資格の種類

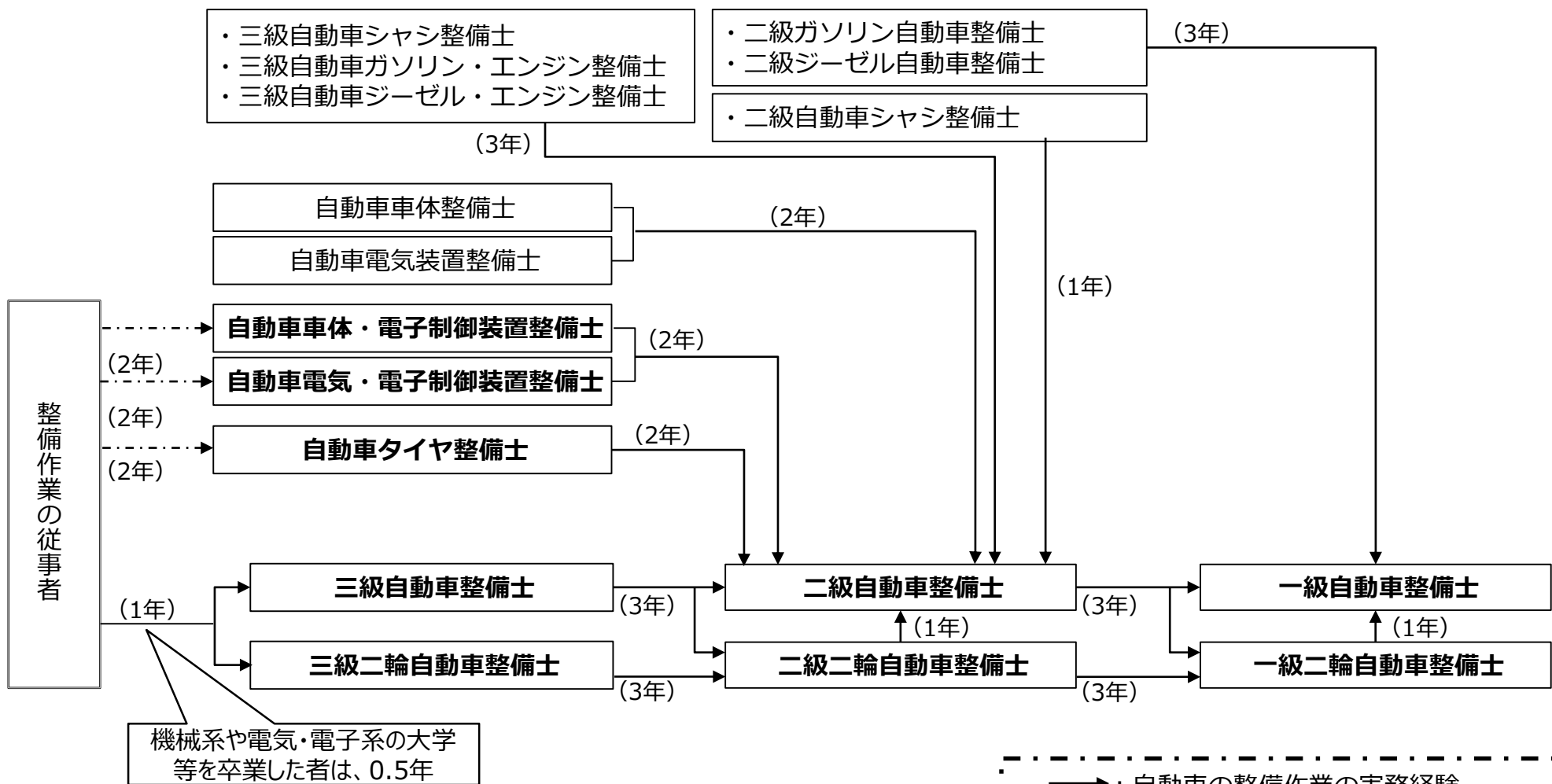
事業内容		特定整備			
		①分解整備		②電子制御装置整備	③分解整備＋電子制御装置整備
		全車	二輪限定		
一級	自動車整備士	○	○	○	○
	二輪自動車整備士	×	○	×	×
二級	自動車整備士	○	○	○	○
	二輪自動車整備士	×	○	×	×
三級	自動車整備士	○	○	○	○
	二輪自動車整備士	×	○	×	×
特殊	自動車電気 ・電子制御装置整備士	×		○	×
	自動車車体 ・電子制御装置整備士	△		○	△
	自動車タイヤ整備士	×		×	×

参考

自動車整備士数の割合について

- ・ 特定整備事業 従業員数に対して1/4以上の自動車整備士が必要
- ・ 指定整備事業 従業員数に対して1/3以上の自動車整備士が必要

受験資格における実務経験年数



※海技士や航空整備士などの資格取得者に係る受験資格の取扱いは現行と同様